

今治市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和4年6月16日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫（所有又は占有の意思をもって継続して給餌等の世話する者のいない、本市の区域内で保護した猫をいう。以下同じ。）に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を行うことにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境の保持を目的として、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げる要件を備えた者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者に該当しない者
- (3) 手術費用及び、手術済みであることが分かる識別措置費用を負担した者
- (4) 手術後は、当該猫を保護した場所に戻した者

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助対象者に対し、手術に要する費用の一部を補助するものとする。

(手術を実施する動物病院)

第4条 補助金の交付の対象となる手術を実施する動物病院は、愛媛県内又は広島県内において開業している動物病院に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件につき雄5,000円、雌10,000円を上限とする。ただし、手術料金が補助金額に満たない場合は、その額とする。

(補助金の申請及び申請の期間)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊去勢手術を実施した日から30日以内に、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書（別記様式第1号）及び請求書（別記様式第2号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 手術費用の領収書又は診療費明細書（領収日、申請者氏名、手術内容及び診療施設名が記載された物）原本
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査により、適正であると認めたときは、補助金を申請者に交付し、不相当であると認めたときは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。